

税制改革

谷山治雄著

新日本新書

192

大企業・大金持を手厚く保護し、働く人びとからは苛酷なまでに取りたてる現在の税制に鋭いメスを入れ、明日の民主的税制改革はどうあるべきかを考える。

定価520円

谷山治雄（たにやま はるお）

1925年生まれ

税制経営研究所長，金沢大学・静岡大学講師

主な著書 『日本の税法』『租税改革論』『税務署』（以上東洋経済
新報社）『のうぜい切り下げ作戦』（文芸春秋社）他

税制改革

新日本新書 192

1974年5月20日 初 版

著 者	谷 山 治 雄
発 行 者	松 宮 龍 起

郵便番号 102 東京都千代田区富士見2の13の14

発行所 株式会社 新日本出版社

電話 東京 (265) 7 0 0 6 (営業)

(265) 2 0 7 5 (編集)

振替番号 東京 1 3 6 8 1

印刷 壮光舎印刷 製本 飯塚製本

落丁・乱丁本はおとりかえいたします

税制改革

谷山治雄著

新日本新書=192

まえがき

「減税」、この言葉を、国民は毎年のように政府から聞かされてきました。しかし、実際に税金が軽くなったという実感を、しみじみと味わったことは一度もありません。

それもそのはずで、自民党政府は、税金の負担をふやす政策を、いろいろな口実で、また、いろいろなからくりによって、一貫して実行しているからです。

その口実とか、からくりとかいうのは、いったいどのようなものでしょうか。それを解き明かすことが、この本の目的の第一です。

また、一方では、大企業や大金持は、一般庶民が呆れるほどもうけているのに、その税金は安いといわれています。税金というものは、貧乏人には安く、金持には重くかけるというのが、常識のはずですが、どうして、その逆のことがおこなわれているのでしょうか。それを解き明かすことが、この本の目的の第二です。

ところで、国民のいのちとくらしをおびやかしている自民党の政治も、そろそろたそがれのような状態を呈しています。というのは、明日の明るい政治を実現するための革新勢力の力が、国会や地方議会での共産党の躍進や、地方自治体の多くでの革新首長の誕生等に象徴され

るように、急速に増大し、保守反動の政治に代わって、進歩と民主主義の政治が実現される時期が、刻々と迫っているからです。このような政治の革新に対応して、民主的な税制改革はいかにあるべきかという問題は、きわめて重要かつ切実なものになっています。税制と税務行政の民主的改革について提案をし、討論の素材を提供すること、これがこの本の目的の第三です。

当然のことですが、この本に書かれてある意見や提案は、すべてわたくしの個人的見解によるものですから、遠慮ない御批判をいただければ幸いです。

この本が、今日の税金問題を知るうえでの「入門書」あるいは「参考書」になると同時に、民主的税制改革のための議論が、広く革新勢力のなかでまきおこるような「タタキ台」になれば、著者として最大のしあわせです。

この本の発行にいろいろ援助をしてくださった関係者各位、わたくしの友人や同僚、ならびに新日本出版社の方がたに、心からのお礼を申し上げます。

一九七四年四月一日

目次

まえがき

I 税金問題の理解のために……………9

1 今日の税金問題……………9

2 税金のしくみ……………20

——直接税・間接税、国税・地方税——

(1) 直接税・間接税……………20

(2) 国税・地方税の区分……………30

II 自民党政府の税金に関する政策……………41

1 「高福祉・高負担」政策……………41

2 税負担率、税体系、減税……………50

Ⅲ 現在の税金に関する主要問題……………67

1 給与所得税の問題点……………67

——虚構と真実——

2 付加価値税に関する諸問題……………83

——増税の本命——

(1) 付加価値税のしくみ……………83

(2) EC諸国とわが国との異同……………98

(3) わが国における導入論……………109

3 特恵的減免税の実態……………114

——税負担の公平の破壊と財源のそう失——

(1) 租税特別措置の意義と内容……………114

(2) 租税特別措置は全廃すべきか……………122

(3) 特恵的減免税の実態……………127

——その推計値について——

4 地方税制の当面する諸問題……………150

(1) 新しい自主財源強化論……………150

(2)	住民負担の諸問題	152
-----	----------	-----

(3)	企業負担の諸問題	156
-----	----------	-----

(4)	法のワク内での前進	160
-----	-----------	-----

——標準税率と不均一課税について——

IV	税制と税務行政の民主化のために	165
----	-----------------	-----

1	民主的税制改革の道	165
---	-----------	-----

2	税制民主化に関する提案	174
---	-------------	-----

(1)	最低生活費免税の原則	174
-----	------------	-----

(2)	不労所得重課の原則、高額所得者	187
-----	-----------------	-----

(3)	大企業に対する課税の強化	196
-----	--------------	-----

3	税務行政の民主化について	205
---	--------------	-----

(1)	税務行政の民主化	205
-----	----------	-----

(2)	大企業、高額所得者に対する税務行政	213
-----	-------------------	-----

あとがき		217
------	--	-----

I 税金問題の理解のために

1 今日の税金問題

重く不合理な税金

いまわが国の所得税の納税者は三〇〇〇万人をこえています。おとしよりから赤ちゃんまでふくめた国民の約三人に一人が、所得税を納めていることになります。こんなにたくさんの方が納税者になっているということは、もちろんわが国の歴史はじまっていろいろのことです。所得税の納税者は、戦前（昭和九、十二年）には七〇万人あまりでしたし、ひどい重税に苦しめられた昭和二十五年でも一四〇〇万人あまりでした。これからみても、いまの所得税がいかに大衆課税であるかがはつきりします。

国民が苦しめられている税金は、いうまでもなく所得税だけではありません。住民税は、所得の低い人びとにとっては、所得税にまさる大衆課税で、その納税者の数は、所得税をうわまわっています。また、土地や家屋にかけられている固定資産税も、年々あげられ、勤労者にとって重い負担になっています。たくさん財産を持っている者にしかかからないと思われていた

相続税でも、都市に住む勤労者によろしくなく課税されるありさまです。

さらに、生活必需品や文化的日用品には、いろいろ間接税が課税され、物価をいっそうつりあげることによつて、国民を苦しめています。

一方、大企業や大金持は、満足に税金を払うことなく、ヌクヌクともうけ、その財産をふやしています。利子、配当、株式の売買、土地の譲渡など資産を持っていることによる——あるいはそれを処分することによる——所得には、大はばな減免税措置が講ぜられているのです。また、大企業のもうけに対しては、租税特別措置という特権的減免税が適用されています。

このように、いまの税金は、国民、とりわけ勤労者にとって重いばかりでなく、たいへん不公平なものになっているのです。この重く、かつ不合理な税金とそのしくみは、どのようにつくられてきたのか、そしてどのようなになっているのか、また、どのように改めなければならぬのか、これらのことを、私たちは、じつくりと研究し、検討しなければなりません。それは、私たちのいのちとくらしをまもるためにも、世の中の不正を直すためにも必要なことです。そこで、まずここでは二、三、基本的なことがらについてのべてみたいと思います。

税金は政治問題

いうまでもなく税金とそのしくみは、ひとりでできあがったものではありません。また資本家や役人個人が勝手につくるものでもなく、まして勤労者がつくったものでもありません。それは国家がつくるのです。具体的にいいますと、政府が、どのような税金をつくるか、また

税金やそのかけ方をどのように変えるかを立案して国会に提出し、国会で可決してきめられるものです。

したがって、政府と国会が、税金についてどのような考え方あるいは政策を持っているかということが、だいじな問題になってくることは当然です。ご承知のように、いまの国会は自由民主党がその議席の過半数をにぎり、内閣を組織して政府を支配しています。ですから、いまの税金とそのしくみは、結局のところ自民党政府の意思によってつくられるということができます。そして、自民党は、基本的には大企業や大金持の利益を代表する政党ですから、税金とそのしくみも、基本的には大企業や大金持をまもり、その利益をそこなわないようにつくられることになるわけです。

しかし、自民党政府が、なんでも自分の意思だけで勝手気ままにやっているというわけではありません。重く不合理な税金に対し、改革を要求する多くの国民の声を彼らもととりあげざるを得ません。なぜなら、大企業や大金持というのは、数からいえばほんの少数ですから、その利益だけを考えて、ほかのものはいっさい無視するというのは、彼らの支配体制を維持することはできなくなるからです。現に、自民党は選挙のたびごとに、その得票率を減らし、とくに得票率では過半数を割っているありさまです。そのため、税金の問題にしても、彼らとはきには一定の譲歩をしたり、改良措置を講じたりするのです。

このように、税金とそのしくみは、最終的には自民党政府によってきめられ、基本的には大

企業や大金持の利益を擁護するものになっていきますが、いろいろな紆余曲折を経て、複雑なものになります。要するに、税金問題というのは、すぐれて政治的な問題だということができるのです。

もし、自民党の政治に反対する革新勢力の統一戦線が、国民の多数の支持を得て国会で過半数の議席をにぎり、民主的な政府——民主連合政府——を組織するならば、税金とそのしくみを、大企業や大金持の利益のためにではなく、勤労者をはじめとする多くの国民に有利に改めることができるでしょう。しかし、この民主連合政府は、社会主義の政府、いいかえれば資本主義をなくすための政府ではありませんから、税金とそのしくみについても、資本主義的税制を一举になくして、社会主義的税制につくり変えるというわけではありません。それは、いまの税制のもっとも悪い部分を根本的に改める政策をとることになるでしょう。もちろん、それが重くかつ不合理な税金に苦しむ国民にとって、大きな利益をもたらすであろうことは疑いありません。

税金の本質

さて、いまの税金とそのしくみが、基本的には大企業や大金持の利益をまもるものになっていること、そしてそれが自民党の政治によって保証されていることについてのべましたが、そもそも税金とは、その本質はなんでしょうか。

資本主義体制のもとでは、税金は国家の経済的基礎あるいは物質的基礎とされています。そ

のわけはこうです。

資本主義というのは、ブルジョアジーが私有財産として生産手段をにぎり、労働力を商品として購入して剰余価値を生産するしくみです。そして、ブルジョアジーは、自分の支配階級としての体制を維持するため、自分たちの「共同委員会」としての国家を持ちます。この国家は封建制の国家とも、社会主義の国家ともちがって生産手段を自ら持ちませんから、原則として自らはなんの収入も得ることのできない「無産国家」です。そこで、資本主義国家は、自分を成立させている社会から、税金というかたちで収入を得て、軍隊、警察その他官僚機構を維持し、また個々のブルジョアジーが手をださない公共事業などのための経費をまかなうわけです。

資本主義国家は、まえにのべたように、ブルジョアジーの「共同委員会」ですから、ブルジョアジーにとって、税金というのは、いわば会費のようなものであり、国家が自分たちにあたえてくれる利益に対して支払う手数料のようなものです。とはいえ、ブルジョアジーにとっても、税金というものは愉快なものではありません。なぜならそれは、私有財産に対する侵害であり、不生産的な控除（経費）であるからです。そこで、税金を課税し、徴収するためには、任意というのではぐあい悪いわけで、強制的に直接反対給付をあたえることなく徴税するようになければなりません。「税金とは国家権力そのものである」といわれるわけです。

しかし、国家権力が勝手気ままに課税するというのでは、税金が強制的に徴収されるものである以上、ブルジョアジーにとっても困ります。彼らは封建制の国家あるいは絶対王制の国家

に対するたたかきを通じて、権力による勝手気ままな課税に抵抗し、「人民」が承諾をあたえない課税は認めないという原則を確立しました。これが今日租税法主義と呼ばれているもので、「人民」は法律に従つてのみ、納税の義務を負い、「人民」の承諾なしに新しい課税をしたり現行の課税を変更したりしてはいけないという原理をうちたてたのです。

ところで、国家権力をにぎったブルジョアジーは、本来自分たちが「会費」ないし「手数料」として負担すべき税金を、できるだけたくさんプロレタリアートをはじめとする人民の負担にさせようとします。彼らは、利潤ではなく賃金に課税するような税金とそのしくみをつくり、これを強め、利潤に対する課税は商品価格をつりあげたり、賃金をひきさげたりすることによって転嫁することを試みます。

資本主義国家のもとで、プロレタリアートにとっては、税金は「会費」でも「手数料」でもありません。それは第二次的な、あるいは追加的な搾取ないし収奪を意味します。そのわけはこうです。

資本主義社会では、プロレタリアートはその労働によって、労働力の価値以上の価値、つまり剰余価値を生産し、それはブルジョアジーによって搾取されます。ブルジョアジーの側からみれば、プロレタリアートには、労働力の価値ないしそれ以下のものしか賃金として支払わず、社会の価値生産物の多くを利潤などとして収奪するのです。

ブルジョアジーの「共同委員会」である資本主義国家が収納する税金は、このような社会に

において、どのような性格を持つものでしょうか。資本主義国家がブルジョアジーの利潤から徴収する税金は、私的ブルジョアジーの手にある剰余価値が、国家の手に「移転」するにすぎません。しかし、プロレタリアートの賃金から徴収する税金は、剰余価値を搾取され、労働力の価値あるいはそれ以下の価値しか支払われない賃金からとりあげるものですから、それがたんなる「移転」ではなく、追加的な搾取あるいは収奪であることは明らかです。

資本主義国家の手に納められる税金は、一部はブルジョアジーの剰余価値からの「移転」、大部分はプロレタリアートの賃金からの収奪であり、全体として社会的剰余価値を形成するものだということができます。

ここで、もうひとつ重要なことをつけ加えておく必要があります。それはブルジョアジーが、自分の剰余価値（利潤）に対する課税を、商品価格のつりあげ、賃金の相対的あるいは絶対的切り下げ、またさまざまな減免税措置によって、プロレタリアートの負担に転嫁するということです。

国家独占資本主義と税金

ところで、資本主義が独占資本主義の段階に入り、生産力、生産手段が少数の独占ブルジョアジーの手に集中されるようになりますと、税金の収奪は、プロレタリアートだけでなく、農民や中小ブルジョアジーのうえにまで拡大されます。

独占資本主義は、プロレタリアートの力量が増大し、植民地・従属国における民族解放闘争